

詳細は、冊子の各章を参考にできます

第1章 総論編

インクルーシブ教育システムの基本が分かります。

インクルーシブ教育システムに関しての基本的な内容を分かりやすくまとめています。まずは基本を知りたいという方は、この章から読んでみましょう。

- インクルーシブ教育システムの動向について
 - 合理的配慮について
 - 基礎的環境整備について
 - 基礎的環境整備と合理的配慮の関係について
 - 多様な学びの場の連続性について
- 等

1 インクルーシブ教育システム構築の動向について

インクルーシブ教育システム構築の動向を、「障害者の権利に関する条約」の署名（平成19年）から批准（平成26年）に向けての、数々の法令等の整備から見ていきましょう。

平成19年	「障害者の権利に関する条約」の署名
平成23年	「障害者基本法」の改正
平成24年	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中教審初中等教育分科会報告）」
平成25年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の公布 「学校教育法施行令」の一部改正
平成26年	「障害者の権利に関する条約」の批准
平成28年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中教審初中等教育分科会報告）」（平成24年）

この報告では、右表の1～5のように、「共生社会の形成に向けての考え方」「合理的配慮や基礎的環境整備、多様な学びの場の連続性」「教職員の専門性向上」等が提言されました。インクルーシブ教育システムとは、この報告からも明らかなように、理念だけで終わらずに、教育の仕組みを作ることによって共生社会の形成を目指していることに特徴があります。

1	共生社会の形成に向けて
2	就学相談・就学先決定の在り方について
3	障害のある児童生徒が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
4	多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
5	特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

●同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別的教育ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

●共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築

第2章 手順編

合理的配慮提供の7 stepsの全体像が分かります。

合理的配慮提供の7 stepsについて、各段階でのポイントや具体的な手順・方法が分かります。合理的配慮提供の全体像を捉えましょう。

- Step 1・2 「理解しよう」の段階での手順
校内研修プラン、校内研修スライドの活用の仕方等
- Step 3～5 「決定しよう」の段階での手順
実態把握の仕方、校内委員会での検討の仕方等
- Step 6・7 「提供しよう」の段階での手順
組織的な提供の仕方、評価の仕方等

2 step 1 インクルーシブ教育システムについての理解 step 2 障害の概要及び実態把握の方法についての理解

この段階では、学校の職員全体でインクルーシブ教育システムや、児童生徒の障害について理解することが必要です。

校内委員会や校内研修で理解を深めます。

各学校の先生方がそれぞれ学んだことや理解していること等を、校内研修等の場において職員間で共有すると効果的です。

次のような内容について、校内研修等を通して理解を深めましょう。

- ・インクルーシブ教育システムについて
- ・対象児童生徒の障害に関して
- ・一人一人の児童生徒の理解について
- ・校内での支援体制についての共通理解
- ・地域や関係機関との連携の仕方の確認

等

COLUMN
インクルーシブ教育システムに関しての「疑問や悩み」とは？
校内研修を行う際は、各学校の先生方の疑問や悩みを把握し、ニーズに応えることのできる内容を検討することが必要です。
本調査研究では、福岡県内の各学校の先生方を通して、それぞれの学校の先生方の疑問や悩みを把握しました。その結果、以下の3点を整理されました。

① インクルーシブ教育システムの基本的な理解について

第3章 実践編

合理的配慮の決定や提供の仕方が分かります。

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等の学びの場において、授業場面を中心とした合理的配慮提供の事例を紹介しています。

- 組織的な校内研修の実践
 - 授業場面を中心とした実践
 - ・通常の学級（小学校・中学校・高等学校）
 - ・通級による指導（小学校）
 - ・特別支援学級（小学校、中学校）
 - ・特別支援学校
- 等

2 校内研修の実践①「合理的配慮について」（7月）

（1）研修前の実態

実践校では、これまでに町教育委員会主催の特別支援教育研究部会（特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任等が参加）において、特別支援学級の個別の教育支援計画や個別の指導計画の様式を検討したり作成したりしてきた。しかし、通常の学級における個別の教育支援計画、個別の指導計画は、まだ作成するに至っていない。

また、下記のアンケート結果から、インクルーシブ教育システムに関する職員の理解はまだ十分でないと言える。

職員アンケートから

- 合理的配慮という言葉はよく聞くが、その意味についてはよく分からない。
- 基礎的環境整備と合理的配慮の区別が分からない。
- これまでも気になる児童に対しての支援は行ってきたが、それも合理的配慮を言ってもよいのか。違いを知りたい。
- 合理的配慮の具体例を知りたい。
- 個別の指導計画にどのようなことを書けばよいのを知りたい。

そこで、このアンケートの結果を受けて、以下の3点を校内研修の内容とした。

- 1 合理的配慮とは
- 2 合理的配慮とこれまでの支援との違いについて
- 3 合理的配慮の具体例について

（2）校内研修で使用する資料について

○スライド資料
下のようなスライドを用いて講義を行った。

インクルーシブ教育システムの構築に向けた 特別支援教育の充実

— 合理的配慮提供の 7 steps —

「インクルーシブ教育システム」とは？

インクルーシブ教育システムとは、以下のように定義されています。

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者とが共に学ぶ仕組み

中央教育審議会初等中等教育分科会報告（平成24年7月）より

つまり、障害のある児童生徒が十分な教育を受けることができることや、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しているものであると言えます。

「合理的配慮の提供」について

本調査研究では、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各学校において組織的に合理的配慮を提供することができることを目指しています。

「合理的配慮の提供」については、以下のような疑問が県内各学校から挙げられています。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係は？

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係は、右の図のようになっています。児童生徒への共通の条件整備・環境整備である「基礎的環境整備」の上で、児童生徒へ個別に「合理的配慮」が提供されます。「基礎的環境整備」には、すべての児童生徒が分かる・できる授業をする「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」も含まれていると言えます。

「合理的配慮」と従来の支援との違いは？

以下の3点が、従来の支援との違いであると言えます。

・法律によって公立学校での合理的配慮提供が法的義務となった。

・合理的配慮が、3観点11項目で整理された。

・合理的配慮の提供により、すべての児童生徒が平等に教育を受けることが、より強調された。

したがって、これまで以上に手順に沿って組織的・計画的に提供することが求められています。

学校の設置者、学校による
合理的配慮

【観点(1) 教育内容・方法】

<(1)-1 教育内容>

(1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

(1)-1-2 学習内容の変更・調整

<(1)-2 教育方法>

(1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

(1)-2-2 学習機会や体験の確保

(1)-2-3 心理面・健康面の配慮

【観点(2) 支援体制】

(2)-1 専門性のある指導体制の整備

(2)-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

(2)-3 災害時等の支援体制の整備

【観点(3) 施設・設備】

(3)-1 校内環境のバリアフリー化

(3)-2 発達、障害の状態及び特性等にに応じた指導ができる施設・設備の配慮

(3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮



Aさんへの
合理的配慮



Bさんへの
合理的配慮



Cさんへの
合理的配慮



Dさんへの
合理的配慮

国、都道府県、市町村、学校等による
基礎的環境整備

(1) ネットワークの形成・連続性ある多様な学びの場の活用

(2) 専門性のある指導体制の確保

(3) 個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

(4) 教材の確保

(5) 施設・設備の整備

(6) 専門性のある教員・支援員等の人的配置

(7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

(8) 交流及び共同学習の推進

本調査研究では、これらの疑問に答えるべく、「合理的配慮提供の7 steps」（リーフレットの見開き左ページ参照）を提案します。インクルーシブ教育システムの構築に向けて、組織的に合理的配慮を提供するための手順・方法をつかんでいきましょう。

合理的配慮提供の7 stepsとは

理解しよう

step1 インクルーシブ教育システムについての理解

step2 障害の概要及び実態把握の方法についての理解

校内委員会や校内研修で理解を深めます。

- ・インクルーシブ教育システムについての研修
- ・対象児童生徒の障害に関する研修
- ・校内での支援体制についての共通理解
- ・地域や関係機関との連携の仕方の確認

等



決定しよう

step3 児童生徒の実態把握と本人・保護者の要望の把握

児童生徒の実態把握をします。

引継ぎ資料(ふくおか就学サポートノート, 個別の教育支援計画, 個別の指導計画等), 面談等を基に本人・保護者の要望を把握します(教員による見立ても含む)。

step4 要望の内容について校内委員会での検討

要望の内容について, 校内委員会等で以下のような観点から検討します。

- ・何を優先するか
- ・均衡を失した, または過度の負担がないか
- ・法令違反になっていないか

等

基礎的環境整備が十分でない場合や要望の内容が合理的でない場合は, 他の手段で補うことができないか, 校内委員会等で検討します。



step5 合理的配慮の決定, 個別の教育支援計画への明記, 個別の指導計画への活用

保護者と合意形成し, 決定した合理的配慮を個別の教育支援計画へ明記します。

「1日」「学期」「年間」等の時間軸に沿って, 合理的配慮をいつ, 誰が提供するか具体化して, 個別の指導計画に活用します。

提供しよう

step6 合理的配慮の提供(日常生活, 授業, 学校行事)

職員間で共通理解し, 学校全体で組織的に提供をします。

児童生徒一人一人の実態や困難さに応じた提供をします。

step7 合理的配慮の評価・見直し

合理的配慮の提供を受けている時の姿や, その後の変容を記録します。

校内委員会等で評価・見直しを行い, 本人・保護者と確認をします。

- ・児童生徒が十分な教育を受けられるよう提供できているか
- ・児童生徒の発達の程度や適応の状況に応じたものか
- ・均衡を失した, または過度の負担が生じていないか

等



各段階では以下の資料等を活用します

step1・2

校内研修で活用して、職員の理解啓発に役立てます。

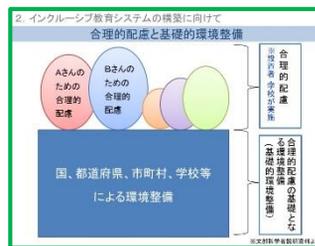
校内研修プラン

校内研修の年間計画を作成する際のモデルとなります。20分間程度の研修を年間5回実施することを想定しています。

校内研修スライド

原稿付きの研修スライドをダウンロードして使用できます。「発達障害について」など、テーマ別に作成しています。

- 研修テーマ
- ①インクルーシブ教育システムについて
 - ②合理的配慮の提供について
 - ③ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりについて
 - ④児童生徒の実態把握について
 - ⑤発達障害について



step3・4・5

障害種別により、合理的配慮の検討や決定ができます。

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

発達障害
自閉症・情緒障害

配慮事項検討シート

本人や保護者の要望を受けて配慮事項を検討・決定する際に活用することができます。各項目をクリックすると、参考になる画像を見ることができます。

配慮事項	配慮事項検討シート
視覚障害者に対する配慮事項	視覚障害者に対する配慮事項
聴覚障害者に対する配慮事項	聴覚障害者に対する配慮事項
知的障害者に対する配慮事項	知的障害者に対する配慮事項
肢体不自由者に対する配慮事項	肢体不自由者に対する配慮事項
病弱・身体虚弱者に対する配慮事項	病弱・身体虚弱者に対する配慮事項
発達障害者に対する配慮事項	発達障害者に対する配慮事項

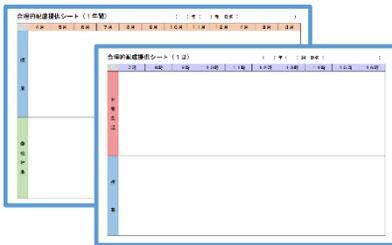
サポートヒントシート・活用手順シート

従来のサポートヒントシート（追補版）を再追補し、自閉症・情緒障害にも対応できるようにしました。活用手順シートを使用すれば、通常の学級の実態に合った合理的配慮の決定ができます。



提供場面・時期決定シート

決定した合理的配慮の提供が、1年間や1日の中で特に必要になるときはいつかを決定することができるシートです。



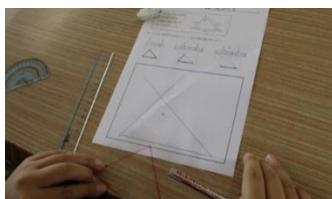
step6・7

合理的配慮提供の具体的な方法が分かります。

冊子（第3章 実践編）

通常の学級、通級による指導、自閉症・情緒障害特別支援学級、特別支援学校等の学びの場において、授業場面を中心とした合理的配慮提供の事例を紹介しています。

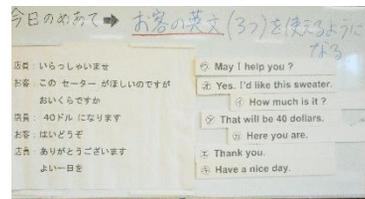
冊子	対象	内容
冊子1	小学校	特別支援教育コーディネーターを中心とした種別別校内研修の実践
冊子2	小学校	合理的配慮について
冊子3	小学校	合理的配慮について
冊子4	小学校	合理的配慮について
冊子5	小学校	合理的配慮について
冊子6	小学校	合理的配慮について
冊子7	小学校	合理的配慮について
冊子8	小学校	合理的配慮について
冊子9	小学校	合理的配慮について
冊子10	小学校	合理的配慮について
冊子11	小学校	合理的配慮について
冊子12	小学校	合理的配慮について
冊子13	小学校	合理的配慮について
冊子14	小学校	合理的配慮について
冊子15	小学校	合理的配慮について
冊子16	小学校	合理的配慮について
冊子17	小学校	合理的配慮について
冊子18	小学校	合理的配慮について
冊子19	小学校	合理的配慮について
冊子20	小学校	合理的配慮について
冊子21	小学校	合理的配慮について
冊子22	小学校	合理的配慮について
冊子23	小学校	合理的配慮について
冊子24	小学校	合理的配慮について
冊子25	小学校	合理的配慮について
冊子26	小学校	合理的配慮について
冊子27	小学校	合理的配慮について
冊子28	小学校	合理的配慮について
冊子29	小学校	合理的配慮について
冊子30	小学校	合理的配慮について
冊子31	小学校	合理的配慮について
冊子32	小学校	合理的配慮について
冊子33	小学校	合理的配慮について
冊子34	小学校	合理的配慮について
冊子35	小学校	合理的配慮について
冊子36	小学校	合理的配慮について
冊子37	小学校	合理的配慮について
冊子38	小学校	合理的配慮について
冊子39	小学校	合理的配慮について
冊子40	小学校	合理的配慮について
冊子41	小学校	合理的配慮について
冊子42	小学校	合理的配慮について
冊子43	小学校	合理的配慮について
冊子44	小学校	合理的配慮について
冊子45	小学校	合理的配慮について
冊子46	小学校	合理的配慮について
冊子47	小学校	合理的配慮について
冊子48	小学校	合理的配慮について
冊子49	小学校	合理的配慮について
冊子50	小学校	合理的配慮について
冊子51	小学校	合理的配慮について
冊子52	小学校	合理的配慮について
冊子53	小学校	合理的配慮について
冊子54	小学校	合理的配慮について
冊子55	小学校	合理的配慮について
冊子56	小学校	合理的配慮について
冊子57	小学校	合理的配慮について
冊子58	小学校	合理的配慮について
冊子59	小学校	合理的配慮について
冊子60	小学校	合理的配慮について
冊子61	小学校	合理的配慮について
冊子62	小学校	合理的配慮について
冊子63	小学校	合理的配慮について
冊子64	小学校	合理的配慮について
冊子65	小学校	合理的配慮について
冊子66	小学校	合理的配慮について
冊子67	小学校	合理的配慮について
冊子68	小学校	合理的配慮について
冊子69	小学校	合理的配慮について
冊子70	小学校	合理的配慮について
冊子71	小学校	合理的配慮について
冊子72	小学校	合理的配慮について
冊子73	小学校	合理的配慮について
冊子74	小学校	合理的配慮について
冊子75	小学校	合理的配慮について
冊子76	小学校	合理的配慮について
冊子77	小学校	合理的配慮について
冊子78	小学校	合理的配慮について
冊子79	小学校	合理的配慮について
冊子80	小学校	合理的配慮について
冊子81	小学校	合理的配慮について
冊子82	小学校	合理的配慮について
冊子83	小学校	合理的配慮について
冊子84	小学校	合理的配慮について
冊子85	小学校	合理的配慮について
冊子86	小学校	合理的配慮について
冊子87	小学校	合理的配慮について
冊子88	小学校	合理的配慮について
冊子89	小学校	合理的配慮について
冊子90	小学校	合理的配慮について
冊子91	小学校	合理的配慮について
冊子92	小学校	合理的配慮について
冊子93	小学校	合理的配慮について
冊子94	小学校	合理的配慮について
冊子95	小学校	合理的配慮について
冊子96	小学校	合理的配慮について
冊子97	小学校	合理的配慮について
冊子98	小学校	合理的配慮について
冊子99	小学校	合理的配慮について
冊子100	小学校	合理的配慮について



小学校（通常の学級）
第6学年 算数科



小学校（通級による指導）
第4学年 自立活動



高等学校
第3学年 英語科

(※「第3章 実践編」を含む冊子全体の詳細は、本リーフレットの最終ページを御参照ください。)